

所管部課		教育指導課		部長		石田 玲奈	
件 名		東大和市立学校生徒に関する事案に係る第三者委員会設置要綱について					
		区分			1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市立学校生徒に関する事案について、詳細調査を行うための第三者委員会の設置及び運営等に関して必要な事項を定めるものである。 【制定する内容】 (1) 趣旨 (2) 所掌事項 (3) 組織の構成員等 (4) その他必要な事項 【施行日】 要綱の制定起案の決裁日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。							
5. 審議結果 了承							